

令和8年度埼玉県農産物輸出プロモーション事業業務委託仕様書
(県産農産物をPRする動画・パンフレット制作及び海外配信)

- ・本仕様書は、埼玉県（以下「甲」という。）が発注する「埼玉県農産物輸出プロモーション事業」業務委託について提案する者（以下「乙」という。）の提案内容について、必要な事項を定めるものである。
- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、甲は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 事業の目的

本事業は、本県の輸出重点3品目であるいちご、茶、コメについて、海外市場における認知度向上と販路拡大を図るため、海外バイヤーを主な対象とした動画及びパンフレットを制作し、海外に向け3品目の魅力を効果的に配信することを目的とする。

産地の生い立ちや作り手の想いなどストーリー性を重視したプロモーションを展開することで、海外バイヤーの関心を高め、輸出額の増加につなげることを目指す。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月18日（木）まで

3 委託上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳：動画・パンフレット制作5,423千円、海外配信1,577千円を各業務の上限額とする。）

4 委託業務の内容

(1) 動画、パンフレットの制作

各制作物は、事業の目的に沿った企画とし、県産農産物の魅力と産地の生い立ちや作り手の想いなどストーリー性を重視した、海外バイヤーの興味を掻き立てる訴求力の高い内容とすること。

※県産農産物の特徴については以下のホームページ等を参考にすること

いちご：[いちご | 埼玉農産物ポータルサイト SAITAMA わっしょい!](#)

茶：[狭山茶 | 埼玉農産物ポータルサイト SAITAMA わっしょい!](#)

コメ：[米 | 埼玉農産物ポータルサイト SAITAMA わっしょい!](#)

① 動画の制作

(ア) 全般

- ・動画は3品目それぞれ制作し、各45秒程度を目安とするが、構成や時間は提案による。
- ・各動画は、海外向けに本県の紹介を入れるものとし、品目ごとに産地の生い立ちや作り手の思い等が伝わるストーリー性のあるものとする。

- ・ 使用言語は日本語及び英語とし、どちらの言語圏でも活用できるよう原則2パターン制作すること。ナレーションや字幕により相互の言語を補完したものとする場合は1パターンでもよい。
- ・ 納品は完成版（MP4ファイルなどの標準的なもの）とし、県ホームページやSNS等への掲載など、県の農産物のPRに関する目的で甲が自由に活用できるものとする。
- ・ 将来的に、甲が乙に対し多言語展開を追加で依頼する可能性があるため、文言修正や差し替えなどの編集が可能な状態で乙において5年間は保存すること。

(イ) 撮影（動画、パンフレット共通）

- ・ 各品目について、甲が指定する生産者等を取材し、制作に必要な情報及び素材の収集を行うこと。乙は必要に応じて肖像権や著作権等の権利者から承諾を得ること。
- ・ 使用する素材は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、甲及び乙が所有するもの又は他社から提供を受けるものを使用することも可能とする。権利関係の手続き等はすべて乙において行うこと。
- ・ 取材の時期は下記のとおりを想定しているが、契約後に甲と協議のうえで決定すること。
いちご（1～2月頃）、茶（5月頃）、コメ（5月頃と9～10月頃）
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用や撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担は委託業務に含まれるものとする。

(ウ) 納品

- ・ 編集した動画の校正は1本につき2回以上とする。
- ・ 完成後、電子データを速やかに埼玉県農林部農業ビジネス支援課へ納品する。
- ・ 乙は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。

② パンフレットの制作

(ア) 全般

- ・ パンフレットは3品目それぞれ制作し、サイズやページ数は提案による。
- ・ 各パンフレットは、海外向けに本県の紹介を入れるものとする。
- ・ 使用言語は英語とする。将来的に、多言語展開を行う可能性があるため、文言修正や差し替えなどの編集が可能なものとする。
- ・ 県ホームページやSNS等への掲載など、県の農産物のPRに関する目的で甲が自由に活用できるものとし、ファイル形式についても標準的なものとする。

(イ) 撮影

4 (1) ① (イ) と同じ

(ウ) 納品

- ・ 編集したパンフレットの校正は各2回以上とする。
- ・ 完成後、電子データ及び印刷物（見本として使用、各10部以上）を速やかに埼玉県農林部農業ビジネス支援課へ納品する。

(2) 海外配信

海外メディア向けのプレスリリース配信サービス事業者等を活用し、制作した動画等を含む各品目のPR記事を海外バイヤー向けのメディア等に向けて配信すること。

① 配信期間

動画の完成（品目により異なる）～令和9年3月11日（木）

② 配信先

甲と協議の上、品目ごとに以下の国から決定すること。ただし、決定後に国際情勢等により配信できない場合は、甲と協議の上代替国を決定する。

- ・いちご（香港、台湾、シンガポール、UAE から2国以上）
- ・茶（西ヨーロッパ圏から2国以上）
- ・コメ（香港、マレーシアから1国以上）

③ 配信方法

- ・①で示した配信期間中、各品目につき1回以上配信すること。
- ・乙は、活用する配信サービス事業者について甲に提案し、甲と協議の上、事業者を決定すること。また、配信サービス事業者との調整及び配信に必要な手続きは乙が行うこと。
- ・海外バイヤーに届きやすい効果的な回線（食品回線など）を選定すること。

④ 配信内容

- ・本県及び各品目のPR記事を作成すること。制作した動画やパンフレットについても記事において紹介し、リンクを貼る等して閲覧に促すこと。
- ・記事の内容は、事前に甲に確認を行い、了解を得た上で配信すること。
- ・記事は、配信先国で主に使用される言語に翻訳すること。

⑤ 配信結果の報告

- ・配信の結果、メディア数等を県に報告すること。
- ・メディア数の把握が困難な国については、これに代替する指標（〇〇件に対して配信した等）による報告を可能とする。

(3) 独自提案

(1)(2)の他に、事業の目的を達成するために効果的なプロモーションについて提案すること。ただし、(2)については配信や広告に関するもの（例：SNS 広告費や展示会等での配信費）とする。費用は3で示した委託上限額の範囲とする。

5 業務遂行の流れ

- (1) 乙は、契約締結後直ちに業務責任者を指定し、甲へ報告すること。
- (2) 乙は、事業開始時まで事業計画書（事業スケジュール）を甲へ提出すること
- (3) 打合せ協議は必要に応じて適宜実施することとし、打合せ協議の概要を乙が取りまとめ、甲に確認を求めるものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は甲と乙で協議の上、業務を遂行すること。

6 業務報告

乙は、最終的な成果物を下記のとおり甲へ提出し、検査を受けること。

(1) 提出物

業務完了報告書（様式は甲が指定する）

(2) 提出期限

令和9年3月18日（木）

(3) 提出方法

電子メールによる

(4) 提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

7 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

8 再委託

乙は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

(1) 本業務により制作された動画、パンフレット等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は甲に帰属するものとし、甲はウェブサイト等に随時使用、加工、複製、又は増刷できるものとする。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

① 本事業実施に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については乙が行い、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

② 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。

③ 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

(3) 納入成果物を始めとした全ての提出物及び甲と乙の会話、文書、メール等全ての意思疎通は日本語を用いることとする。本業務委託の連絡担当者は、日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能であり、甲の意思を正確に把握可能な者とする。

(4) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、必要な措置を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。

(5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。委託金額を超えた場合は、乙が負担すること。